

飲酒運転の根絶に向けて

令和3年4月
桐 生 市

ご遺族の手記より抜粋（特定非営利活動法人A S Kホームページに掲載）

2000年4月9日。

あの日から私は予想だにもしなかった人生を生きることになりました。

桜の花が最初の花びらを散らせる中、私の生きる希望であった一人息子、零（19才）と友人（19才）のふたりを、飲酒・無免許・無車検の暴走車が一瞬にして奪ってしまったのです。息子は飛ばされて19メートル下のコンクリートの土手にたたきつけられたのでした。息子が発したであろう悲鳴が今でも聞こえてきます。警察署内の粗末な霊安室で、息子の痛々しい、残酷な遺体を確認しなければならなかった母親の心情を想像してください。それは悪夢以外の何ものでもないのです。あの時私は不思議と涙が出ませんでした。神のせめてもの恩寵なのか、感覚、感情、思考という人間らしい心の動きをすべてマヒさせてしまったからでしょう。

飲酒運転をした人の手記より抜粋（特定非営利活動法人A S Kホームページに掲載）

今や、社会的地位も、経済的基盤も完全に失い、呆然と反省することしか私にはできません。人生の全てが根元から変わってしまいました。これからどう生きていったらよいかわかりません。違反を起こした日に戻れるなら、飲酒して運転することなど死んでもしない。しかし、どれほど望んでも時計の針を戻すことはできない。なんということを自分はしてしまったのか。そんな砂を嚙むような思いに苛まれながら、毎日時間が過ぎていきます。

お酒を飲んで運転し事故を起こし第三者を巻き込むことにより、一生を棒に振ってしまう人が後をたたないだけではありません。もし、幸いにして私のように事故を起こさないとしても、お酒を飲んで運転をすることは重大かつ深刻な犯罪であること。その行為を罰する法律は容赦なく厳格であることを忘れてはならないと思います。

そして、それは、あなたの人生にも起こりうることだということも。

飲酒運転の根絶に向けて

飲酒運転は、極めて悪質な犯罪行為である。本市では、これまでも飲酒運転に対して、懲戒免職を含む厳しい態度で臨むことを伝えてきている。

しかしながら、令和2年12月31日に、職員の酒気帯び運転による逮捕事案が発生し、令和3年1月18日、この職員を懲戒免職処分とした。更に、全庁を挙げて危機感を持って再発防止に取り組む中、令和3年2月2日、職員が自家用車を運転中に自損事故を起こし、警察の現場検証時に基準値を超えるアルコールが検出されたとして、任意の捜査を受ける状況となった。

絶対に行ってはならない飲酒運転が、なぜ繰り返されるのか。今後、二度と飲酒運転を起こさないため、本資料を作成した。職員一人ひとりが、しっかりと本資料を読み込み、飲酒運転の根絶に向けて取り組むこと。

なお、現下の状況で、飲酒運転をした場合、その責任は極めて重いと言わざるを得ず、飲酒運転については、懲戒免職とする。

飲酒運転については、懲戒免職とする。

※平成21年度以降に起こった飲酒運転による逮捕事例3件は、全て懲戒免職としている。

目 次

1	飲酒運転を根絶するための方策	P	1
2	本市飲酒運転事案の特徴と対策	P	2
3	飲酒に係る基礎知識	P	2
	（1）アルコールの体内での分解		
	（2）飲酒による脳・身体への影響		
	（3）アルコール1単位と酔いが醒めるまでの時間		
4	アルコール依存症について	P	5
	（1）アルコール依存症について		
	（2）「飲酒習慣スクリーニングテスト（AUDIT）」		
5	桐生市における懲戒処分の標準例	P	7
6	飲酒運転に係る交通法規等	P	8
	（1）自動車運転致死傷行為処罰法		
	（2）道路交通法		
7	参考資料	P	10
	（1）血中のアルコール濃度と酔いの状態		

1 飲酒運転を根絶するための方策

飲酒運転は、本来「飲んだら乗らない」、「乗るなら飲まない」の原則を徹底していれば防ぐことができるはずである。そのため、私たちは、まず、飲酒運転の危険性を十分理解し、高い倫理観が求められる公務員として自己管理を徹底する必要がある。

そして、同僚や家族など、周囲の人とともに、飲酒運転根絶に向けて協力することが大切である。

次ページ以降の「2 本市飲酒運転事案の特徴と対策」や「3 飲酒に係る基礎知識」などを参考に、以下のとおり「飲酒運転を根絶するための方策」をまとめた。この他にも、職員各自が、有効な対策を考え実行すること。

- 休みの日や勤務時間外でも、公務員であることを忘れない。
- 少しの飲酒でも、注意力や反応速度に影響があることを理解し、「飲んだら乗らない」「乗るなら飲まない」を徹底する。
- 酔いが醒めるまでに要する時間をしっかりと認識する。
- 翌日運転がある日は深酒をせず、早めに切り上げる。
- 深酒をしてしまった翌日は、絶対に運転しない。
- 飲み会の日は、できる限り車で出勤しない。
- 飲酒運転に対する罰則や処分の内容を理解する。
- 車を運転する者に絶対に酒を勧めない。
- 飲酒運転と知って同乗することは絶対にしない。
- 飲酒運転をしようとしている者には、はっきり「ダメ」と言う。
- アルコール依存の傾向がないかチェックし、必要な場合は専門機関に相談する。
- 飲酒運転について家族と話し合う。

2 本市飲酒運転事案の特徴と対策

本市では、平成21年度以降令和2年度までに4件の飲酒運転事案が発生しており、3件が懲戒免職となっている（令和2年度の1件は警察による任意捜査中である）。

これらの飲酒運転事案を見ると、以下のような特徴が挙げられる。併せて、それぞれの特徴に対し、講ずるべき対策を掲げた。

土日などの勤務不要日に発生している。

- 24時間、桐生市職員であることをしっかりと自覚すること。

酔いが醒めたと勝手に判断をして運転している。

- 少量の飲酒でも脳、身体への影響があることを認識すること。
- 酔いが醒めるまでに要する時間をしっかりと認識すること。
- 風呂やサウナに入って大量に汗をかけばアルコールが早く抜ける、仮眠すれば大丈夫などの間違った認識を改めること。

普段から多量の飲酒習慣があった。

- アルコール依存の状態になっていないか、しっかりとチェックし、もしアルコール依存の可能性が疑われた場合は医療機関を受診するなどして相談をすること。

以上のことから、私たちは、まず、飲酒（アルコール）に係る基礎的な知識をしっかりと認識するとともに、飲酒習慣がある人は、自分自身にアルコール依存の疑いがないか知る必要があると考えた。

3 飲酒に係る基礎知識

（1）アルコールの体内での分解

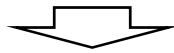
- 飲酒すると、アルコールは胃から約20%、小腸から約80%が吸収され、血液を通して全身にいきわたる。
- 体内に入ったアルコールの大部分が肝臓で代謝される。アルコールは肝臓でア

セトアルデヒドを経て、アセテート（酢酸）に分解される。

○アセテート（酢酸）は血液によって全身をめぐり、筋肉や脂肪組織などで水と二酸化炭素に分解されて体外に排出される。

○摂取されたアルコールの2～10%が、呼気、尿、汗として排出される。

なお、沢山汗をかいたからといって、10%以上のアルコールが汗として排出されることはないため、アルコールの代謝は待つしかない。



血液に入ったアルコールは循環して脳に達し、アルコールが脳の神経細胞を麻痺させる。その結果、酔った状態となる。

飲酒をすると、正常な判断ができなくなる。

（２）飲酒による脳・身体への影響

○たとえ少量の飲酒でも身体に影響を与え、運転能力、判断力などが低下する。そのような状態で運転した場合、取り返しがつかない事故を引き起こすことになる。仮に、飲酒して運転した場合、次のような影響が現れる。

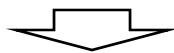
①動体視力が落ち、視野が狭くなる。そのため、信号の変化、路上の人又は車の動きの見極めが遅れる。

②抑制が取れ、理性が失われているため、運転に必要な判断力が低下していく。スピードを出していても気付かなかつたり、乱暴なハンドル操作をしてしまう。

③集中力が鈍っているため、とっさの状況の変化に対応できなくなる。

④運動をつかさどる神経が麻痺しているため、ハンドル操作やブレーキ操作が遅れがちになる。

⑤身体の平衡感覚が乱れ、直進運転ができず、蛇行運転をしたりする。



このため、信号無視、ハンドル操作の誤り、横断歩道を横断中の歩行者の見落とし、ガードレールや電柱への衝突などにより、重大かつ悲惨な事故を招いてしまう。

※ 3 （１）～（２）：公益財団法人アルコール健康医学協会ホームページの「お酒と健康」より引用

(3) アルコール 1 単位と酔いが醒めるまでの時間

- アルコール摂取量の基準とされるアルコール 1 単位は、純アルコールに換算して 20 g。一般的にはビールなら約 500ml、日本酒なら 180 ml が、それぞれ 1 単位となる。
- 1 単位のアルコール量を分解処理するのに約 4 時間を要すると言われている。当然、飲酒量に比例してアルコールの分解時間が長くなる。
- ただし、アルコールの分解時間には個人差があるため、何時間経過すれば必ずアルコールが抜ける、ということは一概に言えず、「ビール約 500ml だから、4 時間経ったので、もう大丈夫だろう」と判断することは大変危険なこと。「飲んだら乗るな」。このことを肝に銘じる必要がある。
- 「仮眠すればアルコールが抜ける」との考えは間違いで、むしろ寝ていたほうが起きている場合と比べて、アルコールの分解が遅くなるので注意が必要である。
- 深夜まで飲酒していると、翌朝起床後まで体内にアルコールが残っているため、その状態で運転し、酒気帯び運転で検挙される例もある。

アルコールの 1 単位

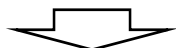
種類	アルコール度数	量	
ビール	5 度なら	中瓶 1 本	500 ml
日本酒	15 度なら	1 合	180 ml
焼 酎	25 度なら	0.6 合	約 110 ml
ウイスキー	43 度なら	ダブル 1 杯	60 ml
ワイン	14 度なら	フルボトル 1/4 本	約 180 ml
缶チューハイ	5 度なら	ロング缶 1 缶	約 500 ml

アルコール量の計算式

→ 酒の量 (ml) × [アルコール度数 (%) ÷ 100] × 0.8

例) ビール中瓶 1 本 $500 \times [5 \div 100] \times 0.8 = 20 \text{ g}$

※ 3 (3) : 公益財団法人アルコール健康医学協会ホームページの「お酒と健康飲酒
運転防止」より一部引用



**アルコール 1 単位 (ビール 500 ml) を分解処理するには
約 4 時間を要する。**

(但し、個人差があるため更に時間を要する場合もあるので十分な注意が必要)

4 アルコール依存症について

(1) アルコール依存症について

- アルコール依存症は決して稀な病気ではなく、2003 年に実施された全国成人に対する実態調査によると、国内に 80 万人以上いると言われている。予備軍も含めると約 440 万人にも達すると言われている。
- 純アルコールで 1 日 60 g 以上を毎日飲んでいると、アルコール依存症のリスクが高まると警告されている。これはアルコール 3 単位に相当し、ビールであれば 500 ml を 3 杯以上、日本酒に換算すると 3 合以上になる。
- アルコール依存症は「否認の病」とも言われ自分では認めたがらない傾向がある。
- アルコール依存症は、意思が弱いだけではない人になるものではなく、自分の意志ではコントロールできなくなっている状態である。
- 自分では気が付きにくい病気である。

(2) 「飲酒習慣スクリーニングテスト (AUDIT)」

このテストは WHO (世界保健機関) が作成したチェックシートで、アルコール依存症の可能性を確かめるため、世界で最も使用されていると言われている。

なお、このテストは、あくまでもスクリーニングに使用するもので診断基準ではない。気になる結果が出た場合は、専門医の診察や相談窓口への相談を行ってください。

AUDIT

下のすべての問いにお答えください。

最後に、選んだ答えの数字をすべて足してください。
結果はテスト後にご覧ください。

① アルコールをどのくらいの頻度で飲みますか？

0 : 飲まない 1 : 月に 1 度以下 2 : 月に 2~4 度 3 : 週に 2~3 度 4 : 週に 4 度以上

② 飲酒する時は通常どのくらいの量を飲みますか？ (単位はドリンク)

【参考】 2 ドリンク : ビール中瓶 1 本 or 日本酒 1 合弱 or 焼酎 (25 度) 0.5 合程度

1 ドリンク : ワイン 1.6 杯程度 or ウイスキーシングル 1 杯

0 : 0~2 ドリンク 1 : 3~4 ドリンク 2 : 5~6 ドリンク 3 : 7~9 ドリンク 4 : それ以上

③ 1 度に 6 ドリンク (ビール 1500 ml・日本酒 3 合) 以上の飲酒がどのくらいの頻度でありますか？

0 : ない 1 : 月に 1 度未満 2 : 月に 1 度 3 : 週に 1 度 4 : ほぼ毎日

④ 過去 1 年間、飲み始めると止められなかったことが、どのくらいの頻度ありましたか？

0 : ない 1 : 月に 1 度未満 2 : 月に 1 度 3 : 週に 1 度 4 : ほぼ毎日

- ⑤過去 1 年間に、普通だと行えることを飲酒したためにできなかったことがどのくらいありましたか？
0：ない 1：月に 1 度未満 2：月に 1 度 3：週に 1 度 4：ほぼ毎日
- ⑥過去 1 年間に、深酒の後体調を整えるため、朝迎え酒をしたことが、どのくらいの頻度でありましたか？
0：ない 1：月に 1 度未満 2：月に 1 度 3：週に 1 度 4：ほぼ毎日
- ⑦過去 1 年間に、飲酒後罪悪感や自責の念にかられたことが、どのくらいの頻度でありましたか？
0：ない 1：月に 1 度未満 2：月に 1 度 3：週に 1 度 4：ほぼ毎日
- ⑧過去 1 年間に、飲酒のため前夜の出来事を思い出せなかったことが、どのくらいありますか？
0：ない 1：月に 1 度未満 2：月に 1 度 3：週に 1 度 4：ほぼ毎日
- ⑨あなたの飲酒のために、あなた自身か他の誰かがけがをしたことがありますか？
0：ない 2：有（ここ 1 年無） 4：有（ここ 1 年有）
- ⑩家族や友人、医師、又は他の健康管理に携わる人が、あなたの飲酒について心配したり、飲酒を減らすように勧めたりしたことがありますか？
0：ない 2：有（ここ 1 年無） 4：有（ここ 1 年有）

あなたの AUDIT の点数

点

低
↓
高

0 点
8 点
15 点
40 点

危険の少ない飲酒	危険の高い飲酒	アルコール依存症の疑い
今のところ危険の少ない飲み方です。 今後も健康的なお酒との付き合いを心掛けてください。	飲酒が健康や社会生活に影響が出る恐れがあります。 お酒の飲み方を見直した方が良いでしょう。	アルコール依存症が疑われます。 専門医療機関で治療しましょう。 アルコールの問題を心に抱える人向けの相談窓口もあります。 群馬県こころの健康センター 027-263-1156

《飲酒問題》

問題が少ない
←————→
問題が多い

5 桐生市における懲戒処分 of 標準例

桐生市職員の懲戒処分の基準に関する要綱に定める、交通事故、交通法規違反に関する「標準例」は以下のとおりである。

なお、現下の状況で、飲酒運転をした場合、その責任は極めて重いと言わざるを得ず、飲酒運転については、懲戒免職とする。

桐生市職員の懲戒処分の基準に関する要綱に定める「標準例」

(交通事故・交通法規違反部分を抜粋)

非違行為の様態		懲戒処分の種類
飲酒運転同乗等	飲酒運転であることを知りながらこれに同乗した場合又は同乗しない場合であってもそれを容認した場合	免職・停職
	飲酒運転になることを知りながら他の者に酒類を提供し、又は飲酒を勧めた場合	免職・停職
飲酒運転以外での交通事故 (人身事故を伴うもの)	人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合	免職・停職・減給
	人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	免職・停職
	人に傷害を負わせた場合	減給・戒告
	人に傷害を負わせた場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	停職・減給
飲酒運転以外 の交通法規違反	著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした場合	停職・減給・戒告
	著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をし、かつ、物の損壊をした場合において、事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をした場合	停職・減給・戒告

6 飲酒運転に係る交通法規等

(1) 自動車運転致死傷行為処罰法

飲酒運転や無免許運転など自動車の悪質運転による死傷事件の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処ができるよう、従来、刑法に規定されていた「危険運転致死傷罪」と「自動車運転過失致死傷罪」を刑法から抜き出し、悪質かつ危険な自動車の運転により人を死傷させた者に対する新たな罰則などが整備された（平成 26 年 5 月 20 日施行）。

ア 危険運転致死傷罪（第 2 条）

運転時の状態（飲酒運転関係のみ）	事故の結果	罰 則
アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態	人を負傷させた場合	15 年以下の懲役 ※無免許運転の場合は 6 か月以上の有期懲役（最長 20 年）
	人を死亡させた場合	1 年以上の有期懲役 （最長 20 年）

イ 危険運転致死傷罪（第 3 条）

運転時の状態（飲酒運転関係のみ）	事故の結果	罰 則
アルコール又は薬物の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態	人を負傷させた場合	12 年以下の懲役 ※無免許運転の場合は 15 年以下の懲役
	人を死亡させた場合	15 年以下の懲役 ※無免許運転の場合は 6 か月以上の有期懲役（最長 20 年）

ウ 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪（第 4 条）

運転時の状態及び行為	罰 則
アルコール又は薬物の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が人を死傷させた場合において、運転時のアルコール又は薬物の影響の有無又は程度が発覚することを免れるべき行為をしたとき	12 年以下の懲役 ※無免許運転の場合は 15 年以下の懲役

(2) 道路交通法

平成 19 年 9 月施行の法改正において、飲酒運転及び助長行為に対する厳格化がなされるとともに、平成 21 年 6 月施行の法改正において、飲酒運転に対する行政処分（違反行為の点数、処分内容等）が大幅に強化された。

ア 運転者本人に対する罰則

違反種別	罰則	違反点数等
酒酔い運転	5 年以下の懲役 又は 100 万円以下の罰金	35 点 免許取消(欠格 期間 3 年)
酒気帯び運転 (呼気 10 中のアルコール 濃度：0.25mg 以上)	3 年以下の懲役 又は 50 万円以下の罰金	25 点 免許取消(欠格 期間 2 年)
酒気帯び運転 (呼気 10 中のアルコール 濃度：0.15mg 以上 0.25mg 未満)	3 年以下の懲役 又は 50 万円以下の罰金	13 点 免許停止期間 90 日

※交通違反歴、行政処分歴がない場合の一例。

※欠格期間とは、運転免許が取り消された場合、運転免許を受けることができない期間。

※違反点数 15 点以上で免許取消となる。

イ 救護義務違反（いわゆる「ひき逃げ」）に関する処分内容・罰則

罰則対象者	罰 則	違反点数等
救護義務違反（いわゆる 「ひき逃げ」）を犯した者	10 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金 ※併合罪が適用される場合は最長 30 年の懲 役	35 点 免許取消(欠格 期間 3 年)

ウ 車・酒の提供者、同乗者に対する罰則

違反者	ドライバーが酒酔い運転の場合	ドライバーが酒気帯び運転の場合
同乗者	3 年以下の懲役 又は 50 万円以下の罰金	2 年以下の懲役 又は 30 万円以下の罰金
車両提供者	5 年以下の懲役 又は 100 万円以下の罰金	3 年以下の懲役 又は 50 万円以下の罰金
酒類提供者	3 年以下の懲役 又は 50 万円以下の罰金	2 年以下の懲役 又は 30 万円以下の罰金

飲酒運転をするおそれがある者に車両や酒類を提供したり、運転者が飲酒していることを知りながら車両に同乗した者も、飲酒運転者と同様に厳しく罰せられる。

7 参考資料

(1) 血中のアルコール濃度と酔いの状態

	血中濃度(%)	酒 量	酔いの状態	脳への影響
爽快期	0.02～0.04	ビール中瓶（～1本） 日本酒（～1合） ウイスキー・シングル（～2杯）	さわやかな気分になる 皮膚が赤くなる 陽気になる 判断力が少しにぶる	網様体が麻痺すると、理性をつかさどる大脳皮質の活動が低下し、抑えられていた大脳辺縁系（本能や感情をつかさどる）の活動が活発になる。
ほろ酔い期	0.05～0.10	ビール中瓶（1～2本） 日本酒（1～2合） ウイスキー・シングル（3杯）	ほろ酔い気分になる 手の動きが活発になる 抑制がとれる（理性が失われる） 体温が上がる 脈が速くなる	
酩酊初期	0.11～0.15	ビール中瓶（3本） 日本酒（3合） ウイスキー・ダブル（3杯）	気が大きくなる 大声でがなりたてる 怒りっぽくなる 立てばふらつく	
酩酊期	0.16～0.30	ビール中瓶（4～6本） 日本酒（4～6合） ウイスキー・ダブル（5杯）	千鳥足になる 何度も同じことをしゃべる 呼吸が速くなる 吐き気・おう吐がおこる	小脳まで麻痺が広がると、運動失調（千鳥足）状態になる。
泥酔期	0.31～0.40	ビール中瓶（7～10本） 日本酒（7合～1升） ウイスキー・ボトル（1本）	まともに立てない 意識がはっきりしない 言語が不明瞭になる	海馬（記憶の中枢）が麻痺すると、今やっていること、起きていることを記憶できない状態になる。
昏睡期	0.41～0.50	ビール中瓶（10本超） 日本酒（1升超） ウイスキー・ボトル（1本超）	ゆり動かしても起きない 大小便を垂れ流す 呼吸はゆっくりと深い 死亡	麻痺が脳全体に広がると、呼吸中枢（延髄）も危ない状態となり、死に至る。

※公益財団法人アルコール健康医学協会ホームページの「お酒と健康」より引用

飲酒運転の根絶に向けて

作成：総務部人材育成課

令和3年4月策定